

非常変災等への対応について

香川県立丸亀高等学校

1 基本的な考え方

大雨・洪水・暴風・高潮・大雪等の『警報』が、次の対象とする市町に一か所でも発令されている間は登校をしない。

対象とする市町（平成22年5月27日より）

高松市

中讃（丸亀市・坂出市・善通寺市・宇多津町・綾川町・琴平町・多度津町・まんのう町）

西讃（三豊市・観音寺市）

2 臨時休業の場合の判断

時 間	状 況	対 応
午前6時	大雨・洪水・暴風・高潮・大雪等のいずれかの警報が、対象とする市町に発令されている。	自宅待機
午前10時	大雨・洪水・暴風・高潮・大雪等のいずれかの警報が、対象とする市町に発令されている。	臨時休業

3 登校の場合

（1）午前10時までに警報解除の場合（警報が注意報に変わった場合も含む）

安全に留意し登校する。

（2）その他

緊急連絡網で登校を指示する場合がある。

4 その他

斯文土曜塾、夏季休業中の課外、休日の校外模試・校外実力テストについては、午前6時の時点で警報が発令されている場合、その日の行事は原則中止又は延期とする。

5 保護者への連絡（丸亀市P連「情報配信システム」登録者対象）

「自宅待機」「臨時休業」「登校」等の対応を、保護者にメール配信する。